

後期高齢者医療被保険者へのお知らせ



後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満で一定の障がいがある人(村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1から3級および4級の一部、精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの等級が1から2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。

※一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3カ月未満である人などは対象になりません。

令和6年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

年間保険料額 (限度額80万円) ^{※1}	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 58,000円	+	所得割額 (総所得金額など-43万円 ^{※2} (基礎控除)) × 所得割率10.98% ^{※3}
--	---	--	---	--

※1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者および令和7年3月31日までに障がい認定により被保険者になった人は73万円となります。

※2 合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が^{ていげん}通減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

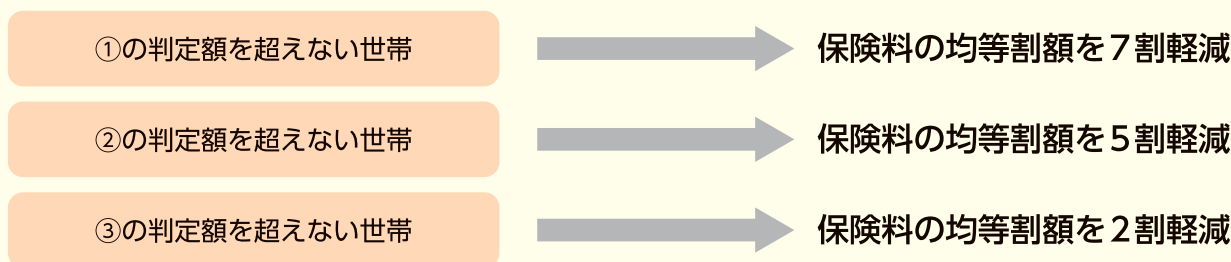
※3 令和5年の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額が58万円までの人は、所得割率が10.80%となります。

所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減(令和6年度から改正されました)

- ①7割軽減: 43万円 + (10万円 × (給与・年金所得者の数^{※1} - 1)) 以下
- ②5割軽減: 43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者の数^{※1} - 1)) 以下
- ③2割軽減: 43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者の数^{※1} - 1)) 以下

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額など^{※2}の合計額が



※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。